

平成 21 年 3 月 18 日

一般医薬品の通信販売規制について

國領二郎（慶應義塾大学）

新薬事法が目指す、消費者に医薬品の危険についての情報提供をより確かに行うことと、安全性を高めようという方向は正しいと考えます。問題は「省令」が、その手段として、対面か通信販売か、という外形で線引きをされたことです。この方式は多くの方の生活を脅かすだけでなく、立法の意図に反して、かえって危険な状態を招来するものと考えています。

● 移動困難は高齢過疎少子日本の共通大問題

- ✓ 過疎→ 薬店がない、遠い（へき地、離島）
- ✓ 少子→ 負荷が集中する就労ママ（大都会でも）
- ✓ 高齢→ 運転不適の高齢者の激増（地方都市でも）

病人を走りまわらせるのではなく、サービスを届けたい

次に痛切な声を含むビデオがありますのでぜひ、ご覧ください。

<http://www.iyakuhin-tuhan.com/conference.html>

● 真の安全対策を

対面か通販かという形式は本質ではなく、「伝えるべきことを伝え」「確認すべきことを確認し」「応えるべきことに応える」のが基本。ネットの方が、より確実に情報提供（説明読むまで発注できないなど）したり、大量購入の確認をしたりしやすい面もある。今回の議論をリスクコミュニケーションを後退させるのではなく、前進させる形で結実させたい

● 規制はかえって危険

規制でつぶれるのは、健全な業者。購入の道を失った患者が危険な個人輸入などに頼る可能性大。規制は国内法に従わない事業者を繁盛させるだけで、ネットの危険を増大させる。健全な事業者が繁栄し、安全対策をつくり、不良な事業者を見張る状態をつくりたい。街の安全のためには商店街が賑わっていることが有効なのと同じ。さびれるといかがわしい店の街になる

● 国際的視野で考えたい

処方薬なども含め、通信販売の発達は世界のすう勢。たとえ今回禁止しても、いつまでも日本だけが禁止している状態が続けられるとは思えない。海外事業者は今まさに、服薬履歴などをデータベース化した高度なサービス手法を発達させつつある。日本の事業者の対応が遅れると後にノウハウをためた海外販売事業者に席卷される。データの優位は創薬の優位を意味する。今ならまだ間に合う。逆に日本の優れた薬をアジアなどに積極的に広めていく姿が見たい。